丹波篠山市田園交響ホール市民共同企画事業実施要項

令和５年６月１日
田園交響ホール

1.　目的

丹波篠山市田園交響ホールでは、「多くの人に見てもらいたい公演がある」、「思い描いていた企画がある」、「仲間と一緒に夢のある活動をしたい」、「丹波篠山ゆかりの新進アーティストを応援したい」など、優れた芸術文化を市民とともに楽しみたいと考えている市民と共催で事業実施を行うことで、芸術文化のすそ野を広げ心豊かな暮らしへつなげることを目的として、市民共同企画事業を募集します。

また、「やりたい公演があるけど何から始めたらいいのかわからない」など、企画が初めての市民に対しても、イベント等の企画立案実施の経験を通して芸術文化の企画に携わる楽しみを感じてもらうため、多様で丁寧な支援を行います。

2.　募集対象事業

（１）対象とする事業は、次項のいずれにも該当するものとする。

①　市民が自主的に企画した、地域文化の振興に寄与する舞台公演

②　ジャンルは、音楽・演劇・舞踊・伝統芸能など当ホールで実現可能な舞台公演

（２）ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

①　特定の政党や宗教に関する事業

②　文化団体、サークル、音楽教室等の発表会や学校行事に類する事業

③　民間事業者による営利を目的とした商的色彩の濃い事業

④　特定の団体による特定の会員のみを対象とした事業

3.　募集内容

（１）応募対象者は、丹波篠山市在住・在学・在勤者が１名以上いること。団体・個人・国籍・年齢は問わない。

（２）事業実施期間は、令和６年４月から令和７年３月までの期間とする。

（３）応募者が、主催者となり、田園交響ホールは、共催者となる。

（４）経費の分担は、次のとおりとする

①　田園交響ホールが負担する経費は、本番・リハーサル・準備にかかる施設使用料、附属設備使用料（ホール備品に限る）とする。

②　主催者が負担する経費は、その他の経費全般（※想定される経費　出演料、舞台制作費、看板制作費、舞台・表方の人件費、駐車場警備員費、宣伝費、印刷費、交通費、宿泊費、食費、機材レンタル代、ピアノ調律料、著作権使用料、チケット販売手数料、その他消耗品 等）

③　入場料収入は、主催者の収入とする。

（５）出演者との契約締結、出演料支払いは、主催者が行う。

（６）田園交響ホールは、事業が円滑に実施できるように次の協力を行う。

① 広報支援として、ホールの催し物案内、ホームページ、市の広報誌、各情報誌に掲載する。※ポスター・チラシ等印刷物については必ず事前にホールとの打合せが必要

② チケット販売支援として、ホールによる販売方法でのチケット集約及びホールと契約したプレイガイドでのチケット取扱い、配布を行う。

③ その他必要に応じて事業運営に関するアドバイスを行う。

（７）募集期間は、令和５年 10 月 20 日までとする。

（８）募集枠は、３事業程度、かつ予算の範囲内とする。

4. 応募方法

申込用紙(様式第１号)に記入の上、田園交響ホールへ提出する。

5. 審査方法

企画提案された事業は、次のとおり審査を行い事業の採否を決定する。

① 企画提案された事業は、田園交響ホール運営委員会で審査のうえ採否を決定する。

② 審査においては、審査会で企画提案者から事業の説明を行う。

6. 事業の実施

採用された事業は、丹波篠山市議会の令和６年度当初予算議決後、事業実施確定とする。

7. 事業実施後の報告

主催者は、事業実施後、速やかに実績報告(様式第２号)を田園交響ホールへ提出する。

8. 問い合わせ先

669-2334　丹波篠山市北新町４１

丹波篠山市立田園交響ホール

電話　079-552-3600　　fax　079-552-3646